

# 大石田町住宅リフォーム支援事業補助金制度のお知らせ

【令和2年4月15日から申請受付開始】

## 1. 令和2年度 大石田町住宅リフォーム補助の対象住宅

①大石田町内に存する住宅で、自らが所有し、自らが居住する建築物、または空き家（条件あり）

## 2. 令和2年度の住宅リフォーム補助の概要

①県内業者と契約し、一般的なリフォーム工事にあわせて、下記の要件工事を行った場合、工事費の10%（上限12万円）を補助するものです。なお、町内業者との契約の場合、工事費の20%（上限32万円）の補助になります。

②県産木材を3㎡以上使用する場合又は中古住宅診断を受けた空き家を活用した下記要件工事を行う場合は、工事費の10%（上限額30万円）を補助します。なお、町内業者との契約の場合、工事費の20%（上限60万円）を補助します。

③耐震診断を受け、住宅の評点を上げる改修工事を行う場合は、耐震改修工事に要する費用の25%（上限40万円）を補助します。なお、町内業者との契約の場合、耐震改修工事に要する費用の50%（上限80万円）を補助します。

◎三世帯世帯(※1)、移住世帯(※2)、近居世帯(※3)、新婚世帯(※4)、多子世帯(※5)は補助率と上限額が引き上げられます。 ※1の場合は、別表第3又は6の工事で10点以上必要です。

・上記①の工事を行った場合は、工事費の20%（上限30万円）を補助します。（町内業者の場合は、工事費の40%（上限60万円）です）

・上記②の工事を行った場合は、工事費の20%（上限40万円）を補助します。（町内業者の場合は、工事費の40%（上限80万円）です）

※1 三世帯世帯：平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる三世帯同居世帯

※2 移住世帯：平成31年4月1日以降に山形県外から町内に移住した世帯員がいる世帯又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手県・宮城県・福島県）に居住しており、平成31年3月31日までに町内に転入届を提出した世帯員がいる世帯

※3 近居世帯：平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯（18歳未満の子がいる世帯）の居所が2km以下の区域又は同一小学校の通学区域内になった世帯

※4 新婚世帯：婚姻した日から1年以内の世帯

※5 多子世帯：平成14年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上いる世帯

## 3. 住宅リフォーム補助の要件

①山形県内に住所を有する個人事業主又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人と交付決定後に請負契約を締結すること。（町内業者の場合は、大石田町内に住所を有する個人事業主又は大石田町内に本店若しくは事業所を有する法人と契約すること。）

②以下の要件工事を1つ以上含み、かつ、工事点の合計が10点以上であること。（工事費が50万円未満の場合は5点以上）

|     |                           |     |                          |
|-----|---------------------------|-----|--------------------------|
| 別表1 | 【耐震補強】住宅の強度を上げる工事         | 別表4 | 【県産木材使用】一定量以上の県産木材を用いた工事 |
| 別表2 | 【省エネ化】省エネ性能の向上・住宅の耐熱化工事   | 別表5 | 【克雪化】住宅の克雪化・雪対策を図る工事     |
| 別表3 | 【バリアフリー化】住宅内のバリアフリー化を図る工事 | 別表6 | 【三世帯同居】三世帯世帯のみ利用可        |

③地方税の滞納がないこと。

【工事点は裏面で確認】

●申請は、住宅1戸につき、年度内1回限りで、請負契約未締結 かつ 着工前 のものに限りです。

●令和2年度途中で予算がなくなった場合は、申請受付を終了させていただく場合があります。

【 問い合わせ先：建設課 管理グループ 電話0237-35-2111（内線233） 】